

フロー・チャートを使って学ぶ会計実務 第56回 「共通支配下取引の事業譲渡」

(※ 共通支配下取引の事業譲渡に関する全ての論点を取り扱っているわけではありません。)

STEP1
個別財務諸表上
分離元企業
における
会計処理

子会社以外を分離先企業として、現金等のみで事業分離を行う場合、個別財務諸表上、原則として「投資の清算」となる。そのため、譲渡した事業に係る株主資本相当額と現金等の差額を移転損益として認識する。

STEP2
個別財務諸表上
分離先企業
における
会計処理

親会社が子会社から事業を譲り受ける場合、共通支配下の取引として、適正な帳簿価額により譲り受ける。また、現金等と移転事業に係る株主資本相当額の差額は、「のれん又は負ののれん」として認識する。

STEP3
おける
会計処理
連結財務諸表に

共通支配下取引の場合、事業譲渡前後で連結全体に変わりはないため、【STEP1】で認識した移転損益と【STEP2】で認識したのれん又は負ののれんを消去する。